

令和3年度「業務改善助成金」のご案内！

事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSレジシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

業務改善
助成金とは

石川県最低賃金は、令和2年10月7日から時間額**833円**となっています。本助成金を活用して業務の効率化を図り、最低賃金の引上げに対応しましょう。



詳しくはこちらを検索！

業務改善助成金

検索

「業務改善助成金」の概要

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10(※)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

●支給までの流れ

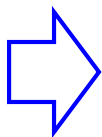


問合せ先

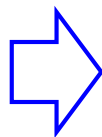
◇助成金について……石川労働局 雇用環境・均等室 【電話】076-265-4429

◇最低賃金について…石川労働局 労働基準部賃金室 【電話】076-265-4425

事業所内の
最低賃金を
一定以上
引き上げる



生産性向上
のための
設備投資を
行う



費用の一部
を助成する
制度です！

助成金
支給まで
の流れ



業務改善事例

対応

配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率になっていた。そこで、**ベルトコンベア**を導入した。

独自の工夫

4種類の価格帯の弁当を製造していたが、1種類に集約。製造の効率化が図られ、仕入れリスクも軽減。

効率化の達成

盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で10%多く弁当を製造できるようになった。

成果

28人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引き上げを実施した。

※平成29年時点の制度に基づく事例



業務改善助成金

検索

お問合せ先

◇業務改善助成金・・・石川労働局 雇用環境・均等室 076-265-4429

◇最低賃金について・・・石川労働局 労働基準部賃金室 076-265-4425